

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------|
| 12 | 児童扶養手当に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童扶養手当に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年7月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 児童扶養手当の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>児童扶養手当法に基づき、申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、支払、毎年8月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。</p> <p>(1)申請の受理 ひとり親家庭の父・母または養育者からの申請を受理する。</p> <p>(2)申請に基づく審査 申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一といった支給要件の有無、受給者及び同居の扶養義務者の所得等を審査のうえ、支給・不支給及び支給額の決定をする。</p> <p>(3)児童扶養手当の支給 支給決定の処分に基づき、児童扶養手当を支給する。</p> <p>(4)現況届の提出に基づく年度更新 毎年8月に提出される児童扶養手当現況届に基づき、児童扶養手当の年度更新を行う。</p> |
| ③システムの名称 | <p>(1)児童扶養手当システム</p> <p>(2)中間サーバ</p> <p>(3)総合宛名システム</p> <p>(4)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)</p> <p>(5)連携基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>(6)住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>(7)埼玉県市町村電子申請サービス</p> |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童手当情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の37の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第29条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・別表第二 57の項</p> <p>・別表第二主務省令 第31条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・別表第二 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項</p> <p>・別表第二主務省令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、44条、第59条の2の2</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <p>各区役所 ぐらし応援室</p> <p>住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他</p> |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | <p>さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課</p> <p>住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号</p> <p>電話番号: 048-829-1270 FAX番号: 048-829-1960</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|--|
| 平成29年7月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | 児童扶養手当法に基づき、申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、支払、毎年8月の現況届の提出 に基づく年度更新などに関する事務を行う。 対象者に対する通知方法: 郵送 (1)申請の受理 ひとり親家庭の父・母または養育者からの申請を受理する。 (2)申請に基づく審査 申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一といった支給要件の有無、受給者及び同居の扶養義務者の所得等を審査のうえ、支給・不支給及び支給額の決定をする。 (3)児童扶養手当の支給 支給決定の処分に基づき、児童扶養手当を支給する。 (4)現況届の提出に基づく年度更新 毎年8月に提出される児童扶養手当現況届に基づき、児童扶養手当の年度更新を行う。 | 児童扶養手当法に基づき、申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、支払、毎年8月の現況届の提出 に基づく年度更新などに関する事務を行う。 対象者に対する通知方法: 郵送(紙)、マイナポータルのお知らせ機能(電子) (1)申請の受理 ひとり親家庭の父・母または養育者からの申請を受理する。 (2)申請に基づく審査 申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一といった支給要件の有無、受給者及び同居の扶養義務者の所得等を審査のうえ、支給・不支給及び支給額の決定をする。 (3)児童扶養手当の支給 支給決定の処分に基づき、児童扶養手当を支給する。 (4)現況届の提出に基づく年度更新 毎年8月に提出される児童扶養手当現況届に基づき、児童扶養手当の年度更新を行う。 | 事前 | |
| 平成29年7月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称 | | (7)サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 平成29年4月25日 | I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠 | ・番号法 別表第一 項番37 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令 第29条 | ・番号法 別表第一 項番37 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 | 事後 | |
| 平成31年2月8日 | I 関連情報、5 評価実施機関における担当部署、② 所属長の役職名 | 子育て支援政策課長 小田嶋 哲 | 子育て支援政策課長 | 事後 | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年2月8日 | IV リスク対策 | - | 項目追加 | 事後 | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年5月31日 | II しいい値判断項目 3.重大事故 | 発生なし | 発生あり | 事後 | 評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更。 |
| 令和2年6月30日 | II しいい値判断項目 3.重大事故 | 発生あり | 発生なし | 事後 | 評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生から1年を経過したことによる変更。 |
| 令和3年8月27日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 対象者に対する通知方法: 郵送(紙)、マイナポータルのお知らせ機能(電子) | 削除 | 事後 | |
| 令和3年8月27日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | (1)児童扶養手当システム (2)中間サーバ (3)総合宛名システム (4)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (5)連携基盤システム(庁内連携システム) (6)住民基本台帳ネットワークシステム (7)サービス検索・電子申請機能 | (1)児童扶養手当システム (2)中間サーバ (3)総合宛名システム (4)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (5)連携基盤システム(庁内連携システム) (6)住民基本台帳ネットワークシステム (7)埼玉県市町村電子申請サービス | 事後 | |
| 令和3年8月27日 | I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠 | ・番号法 別表第一 項番37 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第29条 | 事後 | |
| 令和3年8月27日 | I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠 | ・番号法 別表第一 項番37 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第29条 | 事後 | |
| 令和3年8月27日 | I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 連絡先 | さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1270 | さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1270 FAX番号: 048-829-1960 | 事後 | |
| 令和3年8月27日 | II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年3月1日 | 令和3年4月1日 | 事後 | |
| 令和3年8月27日 | II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年3月1日 | 令和3年4月1日 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-------------|
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> ・(第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」が含まれる項 : 13, 16, 26, 30, 47, 57, 64, 65, 87, 116 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第31条 <別表第二における情報照会の根拠> (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」となっているもの:57 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第12条、19条、35条、36条、44条 | ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) (情報照会の根拠) ・別表第二 57の項 ・別表第二主務省令 第31条 (情報提供の根拠) ・別表第二 13の項, 16の項, 26の項, 30の項, 47の項, 64の項, 65の項, 87の項, 116の項 ・別表第二主務省令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、44条、第59条の2の2 | 事前 | 番号法の改正による変更 |
| 令和5年7月27日 | I 関連情報、5 評価実施機関における担当部署 ①部署 | さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 | さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 | 事後 | |
| 令和5年7月27日 | I 関連情報、5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 子育て支援政策課長 | 子育て支援課長 | 事後 | |
| 令和5年7月27日 | I 関連情報、8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ | さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号:048-829-1270 FAX番号:048-829-1960 | さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号:048-829-1270 FAX番号:048-829-1960 | 事後 | |
| 令和5年7月27日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 | 令和5年4月1日 | 事後 | |
| 令和5年7月27日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 | 令和5年4月1日 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |